

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第9号

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。